

治験文書クラウドサービス

Clinical Trial Sync利用規約

第1.0版 2026年1月30日

シミックヘルスケア・インスティテュート株式会社

第1章 総則

第1条 (目的)

「治験文書クラウドサービス Clinical Trial Sync利用規約」(以下「本規約」といいます)は、「治験文書クラウドサービス Clinical Trial Sync」に関する基本的な契約事項を定めることを目的とします。

第2条 (定義)

本規約において次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用います。

- (1) 本サービス： 治験文書クラウドサービス Clinical Trial Syncをいいます。
- (2) DNP： 本サービスのシステム提供元である大日本印刷株式会社をいいます。本サービスのシステム運用・保守を行います。
- (3) 当社： 本サービスのサービス管理者であるシミックヘルスケア・インスティテュート株式会社をいいます。本サービスの運用を行います。
- (4) 利用者： 本規約に基づき当社に利用申込を行い、本サービスを利用する法人、個人事業主、団体、その他の事業者をいいます。
- (5) 利用契約： 本サービスの利用に関して個々の利用者が当社に当社所定の利用申込書を提出し、当社が当該申込書を受領することで締結される契約をいいます。
- (6) 利用開始日： 利用者が本サービスを利用できる状態になる日として当社が定める日をいいます。
- (7) ユーザ設備： 本サービスの提供を受けるためにユーザ組織が設置・管理するコンピュータ、電気通信設備その他の機器およびソフトウェアを総称していいます。
- (8) 本サービス用設備： 本サービス提供のために、DNPが管理・運用するサーバ、電気通信設備その他の機器およびプログラム、データベースその他のソフトウェア(パブリッククラウドサービスにより提供される仮想サーバおよびソフトウェアサービスを含みます)を総称していいます。
- (9) 統括管理者 本サービスにかかるユーザ組織の管理者として、以下を担当する者をいいます。
 - ① ユーザ組織の管理者として当社へ「組織及び統括管理者登録申請書」を用いてユーザ組織の登録および管理者IDの発行を依頼する。
 - ② 当社とユーザ組織との連絡業務等を担当する。
 - ③ 自己のユーザ組織のユーザを管理する。
- (10) 管理者ID： 本サービスを利用するために当社が統括管理者に対して発行する識別符号、並びにこれらに関連するパスワードをいいます。
- (11) ユーザ： 各ユーザ組織内で統括管理者の権限においてユーザIDを付与され、本サービスにアクセスする者(利用者及び統括管理者を含みます)を総称していいます。
- (12) ユーザ組織 統括管理者が管理する、ユーザが所属する法人、企業、団体、その他の事業者(利用者を含みます)をいいます。
- (13) ユーザID： 統括管理者が、ユーザ向けに発行する、ユーザが本サービスにアクセスするための識別符号およびパスワードをいいます。
- (14) ユーザデータ： ユーザが本サービスに登録する各種画像・テキスト等のコンテンツ、その他のデータをいいます。
- (15) ユーザコンテンツ： 本サービスを利用して作成、登録されるコンテンツ・データをいいます。
- (16) 外部サービス： 当社または外部の第三者のサービスで、本サービス以外の情報処理サービスおよびそのソフトウェア・システムを総称していいます。
- (17) オプションサービス 既存システムのデータ移行やファイル等の電子化など、利用者が行う作業全部または一部を代行して行うサービスをいいます。

第3条 (規約の適用)

1. 本規約は、利用契約の内容として、一切の利用契約に適用されます。
2. 本規約と個別の利用契約の内容に齟齬があるときは、当該個別の利用契約の内容が、本規約に優先して適用されます。
3. 本規約は本サービスを使用するすべてのユーザに適用されるものとし、本サービスを利用した時点で、当社は、当該ユーザが本規約の内容を承諾しているものとみなします。

第4条 (本規約の変更)

1. 当社は、次に掲げる場合には、ユーザに予告することなく本規約を随時変更することができるものとします。
 - (1) 本規約の変更がユーザの一般の利益に適合する場合。
 - (2) 本規約の変更が本サービス利用の目的に反さず、かつ変更後の内容が合理的である場合。
2. 当社が本規約の変更を行う場合、当社は、遅滞なく変更後の本規約を統括管理者に通知します。この場合、利用者は、変更の通知が到達した日から30日以内に書面(電磁的書面を含みます。以下同じ)により申し入れることにより、利用契約を解約することができるものとします。

3. 前項の場合を除き、変更後の本規約に指定する適用開始日以降は、変更後の本規約が適用されるものとします。

第5条（通知）

1. 当社からの利用者および統括管理者に対する通知は、次の各号のいずれかの方法をもって行います。
 - (1) 統括管理者の電子メールアドレスへの電子メールの送信。
 - (2) 本サービスに関する Web サイトへの掲載。
 - (3) 文書の郵送。
 - (4) 前各号の他、当社が適当と判断する方法。
2. 前項の通知は、当社による電子メールの送信、Web サイトへの掲載または文書の到達をもって効力を生じます。

第2章 利用契約の成立・終了

第6条（利用契約の成立）

1. 利用契約は、利用契約の締結を希望する者が、当社所定の利用申込書（以下「利用申込書」といいます）に必要事項を記載して、当社に提出し、当該利用申込書の申込日をもって成立するものとします。なお、申込を行った時点で、当社は、当該申込者が本規約の内容を承諾しているものとみなします。
2. 前項またはその他本規約の規定にかかわらず、利用者またはユーザが次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は、利用申込もしくは組織及び統括管理者登録申請を取り消すまたは当該ユーザのユーザIDを取り消すことができるものとします。なおこれにより発生した不利益に関して、当社はいかなる責任も負いません。
 - (1) 利用申込書または「組織及び統括管理者登録申請書」に虚偽の記載、誤記があったとき、または記入もれがあったとき。
 - (2) 金銭債務その他利用契約等にもとづく債務の不履行があるとき、または債務を怠るおそれがあるとき。
 - (3) 本規約または利用契約等に違反したことを理由として利用契約を解除または組織及び統括管理者登録申請を取り消されたことがあるとき。
 - (4) その他当社が不適当と判断したとき。

第7条（変更通知）

1. 利用者または統括管理者は、その商号もしくは名称、本店所在地もしくは住所、統括管理者およびその連絡先その他利用申込書の内容に変更があるときは、遅滞なく書面により当社に通知するものとします。
2. 当社は、利用者または統括管理者が前項の通知を怠ったことにより通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負いません。

第8条（サービス利用期間）

1. 本サービスの利用期間（以下「サービス利用期間」といいます）は、1年間を単位とし、初年度の利用については、利用契約の成立日または利用申込書に記載の申込日を利用開始日とし、利用開始日からの1年間とします。
2. 各ユーザ組織は、統括管理者を定めるものとし、統括管理者は、当社へ「組織及び統括管理者登録申請書」を提出し、管理者IDを取得します。管理者ID取得後に本サービスを利用することができます。
3. 利用期間満了の3ヶ月前までに利用者当社とのいずれからも書面による終了の申し出がない限り、利用契約は同一条件で更に1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

第9条（利用者による利用契約の解約）

利用者は、利用期間満了の3ヶ月前までに、当社所定の解約申込書に必要事項を記載したうえ、当社に提出することにより、指定の解約月の末日をもって利用契約を解約することができます。なお、解約日の指定のない場合は、提出日から3ヶ月を経過した月の末日をもって利用契約の解約日とします。

第10条（当社による利用契約の解約）

1. 当社は、5ヶ月前までに利用者またはユーザ組織に書面により通知することにより、利用契約の解約または本サービスの提供を終了することができるものとします。
2. 当社は、天災地変、戦争、テロ行為、伝染病の流行等の不可抗力、または法令等の改正、業事分野を管轄する行政等による指針等その他当社の責に帰さない事由により本サービスを提供できない場合、利用者またはユーザ組織と協議のうえ利用契約を解約または本サービスの提供を終了することができるものとします。
3. ユーザ組織またはユーザが次の各号の一にでも該当する場合、当社は、利用契約期間中であっても、利用契約の全部もしくは一部を解除し、または本サービスを停止もしくは終了することができるものとします。
 - (1) ユーザが利用契約または本規約に違反し、当社が相当な期間を定めてかかる違反の是正を催告した後、当該期間内に是正されない場合。
 - (2) 利用申込書等の当社に提出した各種書類の記載内容が事実と反する場合。
 - (3) 管理者IDまたはユーザIDを不正に使用した場合。

- (4) 本サービスの運営を事由の如何を問わず妨害した場合。
 - (5) 手形、小切手を不渡りとし、または支払停止になった場合。
 - (6) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合。
 - (7) 第三者から差押、仮差押、強制執行もしくは競売の申立または公租公課の滞納処分を受けた場合。
 - (8) 破産、特別清算、民事再生もしくは会社更生手続の申立を受け、または自らこれらを申立てた場合、あるいは信用状態に重大な不安が生じた場合。
 - (9) 解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をした場合。
 - (10) 前各号の一が発生するおそれがある場合。
4. 利用者は、前項各号の一にでも該当した場合には、当社による何らの通知、催告等がなくとも利用契約より発生する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに金銭債務を当社に弁済するものとします。
 5. 第1項乃至第3項による利用契約の解約または本サービスの停止もしくは終了により、利用者、ユーザ組織、ユーザまたはその他の第三者に損害が生じた場合、当社はいかなる責任も負いません。

第11条 (契約終了後の処理)

統括管理者は、利用契約が終了した場合、または本サービスを停止もしくは終了した場合、本サービスの利用にあたって当社から提供を受けた資料等を、自らの責任においてユーザに破棄もしくは消去させるものとします。

第3章 本サービスの提供

第12条 (外部サービスとの連携)

1. ユーザ組織が外部サービスとして、当社が別途提供するサービスを利用する場合、本サービスの機能の一部は、当該外部サービスと連携して提供されます。ユーザ組織は、本サービスを利用するにあたり、当該外部サービスとの連携に必要な情報が、当該外部サービスに送信される場合があること、また、これらの情報は、当該外部サービスにおいて、個別の外部サービスの契約に従って取り扱われることを了承するものとします。
2. 外部サービスは、第三者のコンテンツ（データ、情報またはアプリケーションプログラム等を含み、本条において以下「第三者コンテンツ」といいます）を表示し、含み、あるいはそれらを利用可能にする場合があります。ユーザ組織は、当社が、本サービスを通じて表示される当該第三者コンテンツの調査または評価の義務を負担せず、当該第三者コンテンツの正確性、完全性、適時性、有効性、著作権遵守、適法性、適正性、品質、またはその他のいかなる側面についても、責任を負わないことを了解し、同意するものとします。
3. 当社は、本サービスからアクセスされる外部サービスが特定のユーザ組織または地域における利用にとって適切または利用可能であることについて、いかなる表明・保証もいたしません。また、当社は、いかなる場合も、通知なしに、一定の外部サービスの利用および接続を制限することができるものとし、その結果について一切の責任を負いません。

第13条 (本サービスの内容)

1. 既存システムのデータ移行やファイル等の電子化等のオプションサービスは本サービスには含まれません。利用者がこれらの作業の提供を希望する場合、実施の可否および条件等について別途取り決めるものとします。
2. ユーザ組織およびユーザは、本サービスがインターネット等の通信回線を通じて他のユーザと共用の設備により提供されるサービスであり、ユーザ設備またはその他外部サービスの性能、仕様もしくは通信環境等により可用性、通信速度、応答速度等が変化するサービスであることを了解するものとします。
3. ユーザ組織およびユーザは、本サービスの利用により、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾するものとします。
4. 当社は、本サービスの運営に必要となる全部または一部の業務を、当社の判断により第三者（DNPの委託先を含み、以下「委託先」といいます）に委託することができるものとします。ただし、当社は、十分なセキュリティ水準を満たす委託先を選定すると共に、委託先に対し、当該業務の履行について本規約における当社の義務と同等の義務を負わせます。

第14条 (本サービスの一時中断等)

1. 当社は、ユーザが利用契約または本規約に違反した場合は、事前に統括管理者に通知することなく、かかる違反が是正されるまでの間、本サービスの全部または一部の提供を中断することができるものとします。
2. 当社は、本サービス用設備の定期点検を行うため、統括管理者に事前に通知のうえ、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に統括管理者に通知することなく、一時的に本サービスの全部または一部の提供を中断することができるものとします。
 - (1) 本サービス用設備の故障により、またはセキュリティ措置を講じるためにメンテナンスを行う場合。
 - (2) 電力供給の中断、または通信設備の障害等により、本サービスの提供ができなくなった場合。
 - (3) 当社が善良なる管理者の注意をもっても防御し得ない本サービス用設備への第三者による不正アクセスまたはアタック、通信経路上での傍受、もしくは、未定義のコンピュータ・ウィルスの侵入により、本サービスの提供ができなくなった場合。

- (4) 天災地変、戦争、テロ行為、伝染病の流行等の不可抗力により、本サービスの提供ができなくなった場合。
 - (5) 当社が定める手順、セキュリティ手段等を利用者が遵守しない場合。
 - (6) 刑事訴訟法第218条（令状による差押、捜索、検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めにもとづく強制処分その他裁判所の命令もしくは法令にもとづく強制的な措置または処分を受けた場合。
 - (7) その他、当社が、運用上または技術上、本サービスの一時中断が必要であると判断した場合。
4. 当社は、本サービス用設備において、アクセスが集中し、本サービスの運用に支障をきたすおそれが生じた場合、事前に統括管理者に通知することなく本サービスの提供を制限することができるものとします。また、当社が統括管理者に対し本サービスの回復および正常な運営のために協力を求めた場合、統括管理者は速やかにそれに応じなければなりません。なお、当社はこの措置によりユーザ組織またはユーザに生じた不利益・損害について責任を負いません。
 5. 当社は、前各項に定める事由により本サービスの提供の遅延または中断が発生した場合であっても、これに起因してユーザ組織またはユーザが被った損害についていかなる責任も負いません。また、この場合であっても、利用者は、利用契約にもとづく利用料金の支払義務を免れないものとします。

第15条（保証の否認）

当社は、利用契約および本規約にもとづき善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供することの他には、本サービスの可用性、完全性、有用性、最新性、商業的な利用可能性、非侵害性、特定目的への適合性または特定の結果の実現性について保証するものではありません。

第16条（知的財産権）

本サービスおよび本サービス設備を構成する文章、画像、プログラム、その他のシステム、データ等について一切の権利（所有権、知的財産権、著作権、肖像権、パブリシティ権等）は、当社または当該権利を有する第三者に帰属します。また、ユーザ組織およびユーザは、本サービスを構成する技術並びにソフトウェアに第三者が提供するソフトウェア等（以下「第三者ソフトウェア等」といいます）が利用されている場合、そのサブライヤが、第三者ソフトウェア等およびそのドキュメンテーションの権原および利益（すべての特許、著作権、商標、営業秘密およびその他の知的財産権を含む）、関連するすべての基礎技術およびドキュメンテーションまたはこのいずれかの二次的著作物のすべての権利を保持していることに同意するものとします。利用契約および本規約に明示的に定められている場合を除き、第三者ソフトウェア等にかかるいかなる権利もユーザ組織およびユーザに付与されません。

第4章 本サービスの利用

第17条（サービスの利用開始）

1. ユーザ組織およびユーザは、利用開始日以降、本規約に従い、本サービスを利用することができるものとします。
2. 本サービスの利用にあたり必要となるユーザ組織の設備の維持、通信回線利用料その他これにかかる諸経費は、ユーザ組織およびユーザが負担するものとします。
3. 統括管理者は、本サービスの利用に関するトラブルを防止することを目的とし、外部サービスの提供者およびユーザその他の第三者からの連絡、問い合わせ等を受け付ける体制を整備するものとします。

第18条（ユーザ組織等の責任）

1. ユーザ組織は、統括管理者を設定するものとし、本サービスの利用に関する当社との連絡・確認等を、統括管理者を通じて行うものとします。また、統括管理者に変更が生じた場合は、当社に対し速やかに書面により通知するものとします。
2. 本サービスにかかるユーザ管理は、統括管理者が主体となり、ユーザ組織の費用と責任で実施するものとします。
3. 統括管理者は、ユーザに対し以下の事項を遵守させることを条件として、ユーザに本サービスを利用させることができるものとします。
 - (1) ユーザは、本規約の内容を承諾したうえ、これを遵守すること。ただし、本規約のうち、利用料金の支払い義務など条項の性質上、ユーザに適用できないものを除きます。
 - (2) ユーザ組織と当社間で理由の如何を問わず本サービスの提供を終了した場合は、ユーザに対する本サービスも自動的に終了し、ユーザは本サービスを利用できないこと。
 - (3) ユーザは、第三者に対し、本サービスを利用させないこと。
 - (4) ユーザは、請求原因の如何を問わず、本サービスに関して当社に損害賠償請求等の請求を含め、一切の責任追及を行うことができないことを承諾するとともに、当社に対して一切の責任追及を行わないこと。
4. 統括管理者は、当社から受領した本サービスに関する通知その他の連絡事項に関し、ユーザに対し、速やかに伝達するものとします。
5. ユーザが、第3項各号所定の条項に違反した場合、統括管理者は、すみやかに当該違反を是正させるものとします。
6. ユーザ組織およびユーザは、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合、または第三者から苦情、クレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。

ユーザ組織およびユーザが本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、または第三者に対して請求を行う場合においても同様とします。

7. ユーザ組織およびユーザは、どのような目的であれ、本サービスの複製、複写、コピー、販売および再販売を行わないものとします。
8. 当社は、本サービスに保存されたユーザデータおよび作成・登録されるユーザコンテンツについて、保存、バックアップを行います。ただし、ユーザ組織およびユーザは、本サービスにおいて自ら送信するデータについては、自らの責任で同一のデータをバックアップとして保存しておくものとします。
9. 前各項の他、当社は、本サービスの円滑な提供のために必要な情報の提供をユーザ組織およびユーザにも求めることができるものとし、ユーザ組織およびユーザはこれに応じるものとします。

第19条 (利用権限の設定)

1. 統括管理者は、自己の責任において、管理者IDを用いてユーザに対する本サービスの利用権限を設定し、ユーザIDの交付および管理を行うものとします。また、統括管理者は、ユーザに対して、ユーザIDの設定権限を有するユーザIDを設定・付与した場合、当該ユーザに対して、当該ユーザIDの交付および管理を行わせるものとします。
2. ユーザIDの設定権限を有するユーザIDを有するユーザが、ユーザIDを付与することができるユーザの範囲は、自己のユーザ組織内に限られるものとします。
3. 統括管理者は、自己の責任において本規約をユーザに遵守させるものとし、その違反について当該統括管理者が所属するユーザ組織は一切の責任を負うものとします。

第20条 (ユーザIDの管理)

1. 統括管理者は、ユーザIDを、厳重な注意をもって管理し、ユーザをして、パスワードを適宜変更させるなど、第三者による不正使用を防ぐために合理的な措置を講じるものとします。
2. 当社は、ユーザによるユーザIDの管理不備、使用上の過誤および第三者の使用等により生じた損害につきいかなる責任も負いません。ユーザ組織は、本サービスにおいてユーザIDを用いてなされた一切の行為およびその結果について、責任を負うものとし、ユーザがその故意または過失により当社に損害を与えた場合、当社に対して、当該損害を賠償するものとします。ただし、当社の故意または過失によりユーザID等が第三者に利用された場合はこの限りではありません。
3. 統括管理者は、ユーザID等が第三者に盗用、不正使用等された場合、またはそのおそれがある場合は、直ちにユーザID等の停止等の措置を講じるとともに、遅滞なく当社に通知するものとします。この場合、当社は、第14条(本サービスの一時中断等)にもとづき一時的に本サービスの全部または一部の提供を中断することができるものとします。

第21条 (禁止事項)

1. ユーザ組織は、本サービスの利用にあたり、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならないものとします。また、ユーザがかかる行為を行わないよう、合理的な措置を講じるものとします。
 - (1) 当社もしくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
 - (2) 他者の財産、プライバシーその他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
 - (3) 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他社への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為。
 - (4) 詐欺、児童買春、預金口座および携帯電話等の違法な売買等の犯罪に結びつくまたはそのおそれのある行為。
 - (5) 他のユーザになりすまして本サービスを利用する行為。
 - (6) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為。
 - (7) 本サービス用設備または第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、および当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に支障を与える方法または態様において本サービスを利用する行為、並びにそれらの行為を促進する情報掲載等の行為、またはそれに類似する行為。
 - (8) 本サービスを通じ、以下に該当し、または該当すると当社が判断する情報を送信する行為。
 - ・ 暴力的または残虐な表現を含む情報
 - ・ コンピュータ・ウィルスその他の有害なコンピュータ・プログラムを含む情報
 - ・ 虚偽情報、事実誤認を生じさせる情報
 - ・ わいせつな、児童ポルノまたは児童虐待にあたる情報
 - ・ 自殺、自傷行為を助長する表現を含む情報
 - ・ 薬物の不適切な利用を助長する表現を含む情報
 - ・ 反社会的な表現を含む情報
 - ・ 公職選挙法に抵触する情報
 - ・ チェーンメール等の第三者への情報の拡散を求める情報
 - ・ 他人に不快感を与える表現を含む情報

- ・ 面識のない異性との出会いを目的とした情報
 - ・ 特定の機微な個人情報または個人情報の保護に関する法律に違反する情報
- (9) 本サービスの運営を妨害する行為、またはそのおそれのある行為。
 - (10) 反社会的勢力等への利益供与。
 - (11) その他法令もしくは公序良俗に違反し、または当社もしくは第三者に不利益を与える行為。
 - (12) 前各号の行為を直接または間接に惹起し、または容易にする行為。
 - (13) 海外からの利用（日本国内での利用に限る）。
 - (14) その他当社が不適切と判断する行為。
2. 統括管理者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、または該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するとともに、当該統括管理者が所属するユーザ組織の責任において適切な措置を講じるものとします。当社は、ユーザの行為が第1項各号のいずれかに該当するものであること、または本サービスを利用してユーザが送信する情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、以下のいずれかまたはこれらを組み合わせて講じることがあります。なお、当社はこの措置によりユーザ組織およびユーザに生じた不利益・損害について責任を負いません。
- (1) 第1項各号の行為をやめるよう要求します。
 - (2) 他者との間でクレーム、紛争等の解消のための協議を行うよう要求します。
 - (3) 事前に通知することなく、該当する情報の全部または一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置きます。
 - (4) 事前に統括管理者に通知することなく、第14条（本サービスの一時中断等）にもとづき本サービスの全部または一部の提供を一時中断します。

第5章 利用料金

第22条（利用料金）

1. 本サービスの利用料金および支払い方法について、別途契約等を締結し、取り決めるものとします。
2. 利用期間において、第14条（本サービスの一時中断等）に定める本サービスの提供の中断、停止、終了その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、利用者は、利用料金およびこれにかかる消費税等を支払う義務を免れないものとします。
3. 当社は、著しい経済変動、為替の変動、本サービスの変更により利用料金を変更する必要がある場合、変更することができるものとします。

第6章 情報セキュリティ

第23条（個人情報）

1. 統括管理者はユーザに対して、ユーザが直接取得する個人情報については、管理責任がユーザ組織にあることを認識させ、個人情報の保護に関する法律およびその他関係法令に則って、その個人情報（要配慮個人情報含む）を適切に取得し管理させるものとします。
2. 当社およびDNPは、本サービスに登録される個人情報（要配慮個人情報を含む）を、ユーザ組織の秘密情報と同等に取り扱うものとし、ユーザ組織の事前の書面による承諾を得ることなく、これを第三者に開示しません。ただし、本サービス用設備の保守その他本サービスの運営にかかる当社、DNPまたは委託先に開示する場合、および、法令にもとづく要請、または警察、裁判所もしくはその他の政府関係機関からの要請により、提供を求められた場合は、この限りではありません。

第24条（データ等の取扱い）

1. 当社およびDNPは、本サービスに関して、保守上・運用上または技術上必要であると判断した場合、本サービスを通じて送信されるユーザデータ・ユーザコンテンツ・ログおよび当該データ等にアクセスするユーザの情報（以下、本条において「ユーザデータ」といいます）について、監視、取得、分析・調査等必要な行為を行うことがあります。
2. 当社およびDNPは、前項にもとづき取得したデータ等を、第25条（本サービス用設備のセキュリティ）第3項または以下の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三者に開示、提供しないものとします。
 - (1) 事前にユーザ組織から同意を得た場合。
 - (2) 本サービスの遂行のために必要な範囲で、外部サービスに開示または提供する場合。
 - (3) 法令等にもとづきまたは法令等を根拠として、裁判所、行政機関その他の第三者に開示または提供することが直接的または間接的に強制される場合。
3. 当社およびDNPは、データ等が第21条（禁止事項）第1項各号のいずれかに該当する情報であることを知った場合、

同条第2項の措置を講じます。ただし、当社およびDNPは、本条によりユーザ等の行為を監視し、またはデータ等を修正もしくは削除等する義務を負うものではありません。

4. 当社は、第2項第3号の場合または第3項の措置について、遅滞なく統括管理者に通知します。
5. 当社は、利用契約が終了した場合、利用契約の履行の過程で本サービス用設備に蓄積されたデータ（以下「蓄積データ」といいます）の引き渡しについて、利用者とその方法、時期および対価等の条件について協議するものとします。引き渡し等の対応完了後、当社は蓄積データを消去することができます。
6. 当社は、本サービスの提供を終了した場合、ユーザデータを消去することができます。
7. 前二項に関わらず、法令にもとづき、当社がユーザデータおよび蓄積データ（以下「データ等」といいます）の保管義務を負う場合には、利用契約の終了または本サービスの提供の終了後も当該データ等について、本条第2項の義務を負うものとします。

第25条（本サービス用設備のセキュリティ）

1. 当社は、本サービスを利用して伝送されるデータ等の漏洩、消失、改竄等を防止するため、本サービス用設備について適切なセキュリティ上の措置を講じ、かつ必要に応じて随時強化します。
2. 当社は、本サービス用設備への不正アクセス、クラッキング、アタック等によりデータ等の漏洩、滅失または毀損が生じた場合もしくはそのおそれが生じたことを認識した場合、直ちに、その旨を統括管理者に報告すると共に、復旧または防止および被害拡大の阻止のために必要な措置の内容に関して当該統括管理者が所属するユーザ組織と協議するものとし、当該ユーザ組織はこの協議に応じるものとします。
3. 当社およびDNPは、利用契約および「組織及び統括管理者登録申請書」にもとづき、ユーザ組織により本サービスを利用して伝送されるデータ等を、本サービスの運用、提供および改善のために知る必要のある自己および自己の委託先の役員および従業員に限り開示することができるものとします。この場合、本規約にもとづき自己が負担する義務と同等の義務を、当該役員および従業員に課すものとします。なお、規約本サービス用設備の基盤としてAmazon Web Services, Inc.（以下「Amazon」といいます）を利用する場合、Amazonは業務委託先には含まれず、Amazonが提供するクラウドコンピューティングサービスの利用は、本サービスを運営するための業務の委託とはならないものとします。

第26条（セキュリティ監査）

1. ユーザ組織が本サービス用設備のセキュリティについて報告書等の提出を希望する場合、または、独自のセキュリティ監査項目について報告を求める場合、ユーザ組織は報告書の様式を予め当社に提示し、または当該報告を要する項目について当社と協議のうえ取り決めるものとします。
2. ユーザ組織は、前項のセキュリティ監査のための費用を負担するものとします。
3. ユーザ組織は、第1項の報告書および監査によって取得した本サービス用設備のセキュリティにかかる情報を、当社の秘密情報として取り扱うものとし、当社の書面による承諾を得ることなく第三者に開示してはならないものとします。なお、本項の規定は、本サービスの提供終了後も有効に存続するものとします。

第27条（秘密保持）

1. ユーザ組織および当社は、本サービスに関連して、相手方より提供を受けた技術上または営業上その他業務上の情報のうち、相手方が秘密である旨の表示を付して開示した情報（以下「秘密情報」といいます）を、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく第三者に開示・漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、秘密情報から除外されます。
 - (1) 秘密保持義務を負うことなくすでに保有している情報。
 - (2) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報。
 - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報。
 - (4) 受領の前後を問わず、かつ、自己の責に帰すべき事由によらず公知となった情報。
2. ユーザ組織は、秘密である旨の表示の有無にかかわらず、本サービス用設備のセキュリティに関する情報を秘密情報として取り扱うものとします。
3. 秘密情報の提供を受けた当事者（以下「情報受領者」といいます）は、秘密情報について、本サービスの目的の範囲内でのみ使用し、秘密情報の管理に必要な措置を講じなければなりません。
4. 情報受領者は、秘密情報を、本サービスの遂行のために知る必要のある役員および従業員（自己の委託先並びに外部サービスの役員および従業員を含みます。）に開示する場合、自己が負担する秘密保持義務と同等の義務を、秘密情報の開示先に課さなければなりません。
5. 前各項の規定にかかわらず、情報受領者は、日本および諸外国における裁判所、行政機関、監督官庁、その他の機関から法令の規定にもとづき秘密情報の開示を強制された場合、開示する情報が秘密情報である旨を当該機関に対して明示することを条件として、法令により強制された範囲内で当該機関に秘密情報を開示できるものとします。
6. 情報受領者は、秘密情報を提供した当事者（以下「情報開示者」といいます）の要請があったときは、情報開示者から受領した秘密情報が含まれる物件を返還し、秘密情報がユーザ設備または本サービス用設備に蓄積されている場合は、

法令にもとづき情報の保管義務を負う場合を除き、これを完全に消去するものとします。

第7章 その他

第28条 (権利義務譲渡等の禁止)

ユーザ組織は、本規約にもとづくユーザ組織の権利および義務の全部または一部を、第三者に譲渡もしくは利用させたり、売買、名義変更、質権その他の担保に供する等の行為をしてはなりません。

第29条 (反社会的勢力の遮断)

1. 当社およびユーザ組織は、現在、自己および「自己の財務および事業の方針の決定を支配している者」が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者または暴力、威力、脅迫的言辞もしくは詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する者（以下これらを「反社会的勢力」といいます）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用してしていると認められる関係を有すること。
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 当社およびユーザ組織は、相手方が前項の規定に違反した場合、催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに利用契約を解除または本サービスの提供を終了することができるものとします。
3. 当社およびユーザ組織は、本サービスの提供または利用に関連して第三者と契約（以下「関連契約」といいます）を締結する場合において、関連契約の当事者が反社会的勢力または第1項各号のいずれかに該当することが判明した場合、直ちに関連契約の解除、その他の必要な措置を講じるものとします。
4. 当社およびユーザ組織は、相手方が前項の規定に違反した場合、利用契約を解除するまたは本サービスを終了することができるものとします。

第30条 (責任の制限)

1. 当社は、次の各号のいずれかに起因してユーザ組織に発生した損害については、いかなる責任も負わないものとします。
 - (1) ユーザ設備もしくは外部サービスの障害または本サービス用設備以外の電気通信設備（Amazonが提供するクラウドコンピューティングサービスを含む）の不具合等の当社の責によらない設備等の障害。
 - (2) 第三者が管理・運営する電気通信サービスの性能値または電気通信役務の不具合に起因する損害。
 - (3) 当社が善良なる管理者の注意をもっても防御し得ない本サービス用設備への第三者による不正アクセス、クラッキング、アタックまたは通信経路上での傍受等による損害。
 - (4) 当社が定める手順、セキュリティ手段等をユーザ組織およびユーザが遵守しないことに起因して発生した損害。
 - (5) ユーザ組織およびユーザが管理または保管するユーザID等およびデータ等の漏洩、消失等による損害。
 - (6) 刑事訴訟法第218条（令状による差押、捜索、検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めにもとづく強制処分その他裁判所の命令もしくは法令にもとづく強制的な措置・処分起因して発生した損害。
 - (7) 天災地変、戦争、テロ行為、伝染病の流行等の不可抗力に起因した損害。
 - (8) その他当社の責めに帰すべからざる事由による損害。
2. 本サービスに関連して当社の故意または重過失によりユーザ組織に損害が生じた場合に限り、ユーザ組織は、当社に対して該当する試験の本サービスの月額利用料金の12ヶ月分に相当する額を限度とした損害賠償を請求することができるものとします。なお、特別の事情によって生じた損害および逸失利益等については、予見すべきであったか否かを問わず、当社はいかなる責も負いません。また、ユーザ組織が損害賠償請求をし得ることとなった日から6ヶ月を経過する日までに賠償請求をしなかった場合は、請求を行う権利を失うものとします。

第31条 (本規約の有効性)

法律の規定または裁判所の判断により本規約の何れかの部分が無効または適用不可能とされた場合でも、本規約全体の有効性には影響を及ぼさないものとします。

第32条 (準拠法)

本規約および利用契約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第33条 (合意管轄)

ユーザ組織と当社の間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第34条 (協議等)

本規約に定めのない事項および各条項の解釈に疑義が生じた場合は、ユーザ組織と当社は、誠意をもって協議し解決するものとします。

以上